

### 1 児童・生徒の将来の社会的な自立を目指す

不登校や中途退学の課題への対応は、児童・生徒が、将来、社会の一員として社会的・職業的に自立できるようにすることを最終目標として取り組むべきである。

学校は、基礎学力の習得や基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成や集団生活における社会性の向上など、社会の一員として必要な資質や能力を育成する機能を有しており、児童・生徒は、こうした学校において学習し、様々な経験を積むことが大切である。

このため、児童・生徒の社会的・職業的自立を目指した育成を考えると、学校が子供の成長のために果たす役割は大きい。

不登校への対応に当たっては、児童・生徒一人一人の状況を踏まえて、必要な学習を継続できるような教育環境を保障するとともに、できる限り学校へ復帰することを目指すことが重要である。

一方で、学校にどうしてもなじめない児童・生徒がいることや、近年、子供の個性や育ち方が多様化してきていることを考慮し、そうした児童・生徒には、自立を促す観点に立った、学校以外の場での学びも認められるべきである。

中途退学への対応に当たっても、生徒の社会的・職業的自立に向け、高校卒業まで学業を継続できる環境を保障することを目指すことが重要である。

合わせて、中途退学を将来に向けた新たな一歩と捉え、生徒の人生を豊かにするために、生徒に合った進路をどのように選択し、再チャレンジするかという視点を持って対応することも必要である。

## 2 児童・生徒を学校や社会につなぐ

不登校児童・生徒の多くは、学校を離れ、主に自宅で過ごしており、学習支援や福祉的な支援を十分に受けていない状況が見られる。

中途退学者についても、退学すると学校との関係が途絶え、何もしないで日々を過ごす者が少なくなく、就労や再就学に向けた支援を受けていない場合が多い。

児童・生徒が将来自立していくためには、学校での学習や友人との交流等、社会との関わりの中で育つことが大切である。社会と関わりを持たず自宅で過ごしている状況は、自立するための力を育成する機会を得られないことにつながる。

このため、社会との接点を持ち続けられるようにすることが極めて重要であり、自宅にひきこもるなどして社会との関わりが希薄になったとしても、早期に社会とのつながりを持てるようにすることが大切である。

学校はもとより、学校以外の学習支援の場や、様々な相談支援機関等との関わりも、社会との接点と考え、子供の居場所を確保するなど、個々の児童・生徒の状況に応じたつながりを持つことができるよう、支援していく必要がある。

## 3 個々の児童・生徒と保護者の状況に寄り添う

不登校や中途退学の要因・背景を的確にとらえた支援を行うためには、児童・生徒に寄り添い、児童・生徒一人一人の状況を十分に理解することが、支援の出発点となる。

その上で、不登校の児童・生徒や中途退学者の多くは、自分に対する自信を喪失していることから、自己有用感を高める観点からの支援も重要である。

さらに、児童・生徒の状況の改善を図るためには、保護者の協力が不可欠である。

保護者が、子供にとって安心し、信頼できる存在として子供を支えることができれば、解決の糸口を見付けることができる。しかしながら、保護者も不安でどうしたらよいか分からない状況であったり、保護者自身が健康面や生活面等で心配事を抱えている場合もある。

このため、保護者に寄り添い、共感的理解に努めながら、保護者との信頼関係を築くことが大切である。児童・生徒と保護者を車の両輪と捉え、改善に向けて支援していくことが必要である。

### 1 支援方策を構築していく上での視点

#### (1) 一人一人の児童・生徒に応じた継続的な支援

支援に当たっては、児童・生徒の心身の成長の度合いが個々に異なることや、本人を取り巻く家庭環境や友人関係も様々であることから、一人一人の児童・生徒には、それぞれの登校できない又はしない理由があるという認識を持つ必要がある。

その上で、不登校や中途退学は、児童・生徒の成長と進路に関わる課題でもあることから、その後の成長を見通す長期的な視点を持って、適時適切な支援を行っていくことが必要である。

こうしたことを踏まえると、進級時や、学校間の接続、学校から社会への接続の際に、児童・生徒にとって必要な支援が継続されるよう、「縦の流れ」の視点からの取組が必要である。

#### (2) 学校と関係機関とのネットワークの構築

不登校児童・生徒への支援に当たっては、学校や教育委員会による取組を充実することが重要である。しかしながら、不登校や中途退学の課題を解決するためには、学校や教育委員会の取組だけでは限界がある。

このため、福祉面、医療面、労働面など、様々な関係機関や専門家による多角的な支援を連携して行うといった「横の流れ」の視点から展開していくことも必要であり、学校及び教育委員会は、様々な関係機関や専門家と連携・協力して支援するためのネットワークを構築する必要がある。

その上で、学校と様々な関係機関や専門家で役割を分担し、児童・生徒や保護者に対して支援を行っていくことが不可欠である。

これら関係機関や専門家は、学校とは異なる立場で、児童・生徒や保護者の心情に寄り添いながら「悩みや不安を解消し今後に向けて導く「相談機能」、児童・生徒の希望や意欲に適した支援機関に「つなげる機能」、ひきこもり状態にある児童・生徒を自宅から外に「踏み出すことを促す機能」などを有しており、それぞれの専門性を生かして、児童・生徒を支援していくことが期待できる。

#### (3) 居場所の確保や再チャレンジの機会の提供

子供には、生き生きと安心していられる場、自分の居場所であると意識できるような場が必要である。

とりわけ、不登校状態にある児童・生徒にとっては、そうした居場所において、学習や体験活動を通して、自信を回復し、自己有用感を高めていくことが欠かせない。

中途退学者については、将来の自立に向けて再就学や就労のための支援機関につなぐなどして、再チャレンジできる機会を提供することが必要である。

## 2 具体的な方策の方向性

### (1) 個に応じた計画的な支援の充実

#### ア 児童・生徒の状態の見極め（アセスメント）と支援計画の策定

支援に当たっては、まず、児童・生徒の心の状態を十分に理解し、児童・生徒の置かれている環境等を把握・分析し、状態を見極めるアセスメントが重要である。

アセスメントに必要なことは、不登校に至った要因や不登校が継続している要因を明らかにし、再登校に向けて必要な情報を収集することである。具体的には、児童・生徒の心の面、発達的面、学力、体力、友人等との人間関係、家庭環境及び学校環境等の観点から情報を適切に収集・分析することが必要である。【参考2】

その上で、児童・生徒一人一人の支援計画を定めていくことが必要である。

支援計画の作成に当たっては、児童・生徒に生じている課題を的確にアセスメントできているという点が大前提であり、アセスメントがその後の支援の内容や改善に至る行程を大きく左右することに留意する必要がある。

アセスメントに基づくこうした支援計画は、児童・生徒の状況を把握しやすい、学校が作成すべきである。

学校は、自らが把握している情報に加え、関係機関と連携して必要な情報を収集し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力はもとより、医師等の専門家の助言もできる限り得ながらアセスメントを行い、支援計画を定めることが必要である。さらに、計画を作成した後も、P D C Aサイクルを活用しながら改善を図り、継続的に支援していくことが必要である。

支援計画の様式については、小・中学校においては、都教育委員会が区市町村教育委員会に作成を通知している「個別適応計画書」（35ページ参照）や、文部科学省が現在検討している「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」などが示されている。

既に一部の小・中学校では、こうした様式を基に工夫・改善して取組が行われているところもあるが、取組の更なる拡大が望まれる。また、単に児童・生徒等との対応経過を記録するだけにとどまらず、計画的な支援が実施できるよう、計画書の様式や活用方法を改善していくことが必要である。

高校においては、生徒の状況の記録や支援計画を作成しているケースはまだ少ない状況にあるが、小・中学校における取組や一部の高校での実践例、特別な支援を必要とする生徒に対する「学校生活支援シート」の取組等を参考に、各高校の実態に応じて取組方法を検討していく必要がある。

なお、前述の「個別適応計画書」の名称については、児童・生徒を学校や社会に「適応」させるための計画と捉えられかねないため、改めていくことが望ましい。

参考 2 アセスメントの実施例

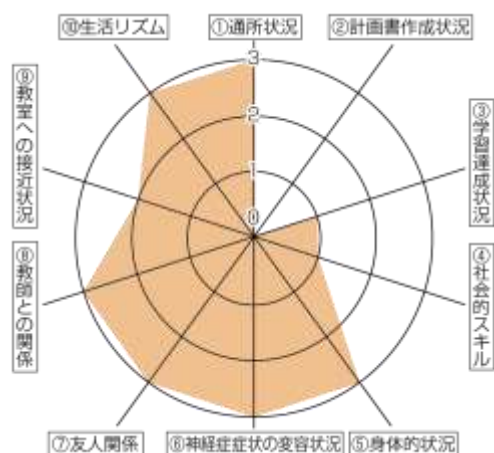
個々の児童・生徒について、次のように、10 項目程度の状況について把握・分析（アセスメント）して、その状況を「ダイアグラム」により評価・記録（可視化）を行い、項目ごとに目標の達成に向けた支援の計画を立て、教員をはじめ支援関係者で認識を共有し、随時状況の変化を確認しながら支援していく方法について紹介する。

2つのダイアグラムによる状況の評価

次の図「ダイアグラム I」は、児童・生徒の再登校に向けた準備に必要なアセスメント指標として、主な 10 項目について、児童・生徒の状態を 4 段階（0～3 の評価）で示したものであり、各項目が評価 3（目標）に近付くと登校できるようになっていくことを表している。

なお、項目については、個々の児童・生徒の状況に応じて追加等を行ったり、児童・生徒や保護者と相談して作成することが望ましい。

■ダイアグラム I ……再登校への準備の段階



【アセスメント指標(例)】

- ①相談所通所状況
  - ②計画書作成状況
  - ③学習達成状況
  - ④社会的スキル
  - ⑤身体的状況
  - ⑥神経症状の変容状況
  - 学校接近状況
  - (⑦友人関係、⑧教師との関係、⑨教室への接近状況)
  - ⑩生活リズム
- 以上の項目を0～3の4段階で評価

■指標の評価段階に応じた標語 (例示)

段階	3	2	1	0
①相談所通所状況	自力で相談所に通院している	一部単独で相談所に通所している	保護者と同伴で約束の時間に相談所に通所する	相談所に通所していない
③学習達成状況	登校予定日以降の授業の予習、不登校時の授業内容の復習ができています	登校予定日前後の授業学習内容を習得している	不登校期間の復習内容の学習をしている	学習習慣がない
④社会的スキル	2段階に加えて～相手に主張（断る等）ができる	1段階に加えて～要求を相手に言える	基礎的なスキル（挨拶、謝罪等）を使える	発語がない
⑦友人関係	同級生と話したり遊ぶことができる	同級生以外の友達と遊ぶことができる	同級生以外の友達と会うことができる	全く友達と会うことができない



次の図「ダイアグラムⅡ」は、児童・生徒が再登校を実現した後、元気に登校し続けることができるようにしていくために必要なアセスメント指標として、主な 11 項目について、児童・生徒の状態を 4 段階（0～3 の評価）で示したものであり、各項目が評価 3（目標）に近付くと、通常どおり学校生活を送ることができるようになっていくことを表している。

なお、この項目についても、個々の児童・生徒の状況に応じて追加等を行ったり、児童・生徒や保護者と相談して作成することが望ましい。

■ダイアグラムⅡ……継続的な登校を維持させる段階



【アセスメント指標(例)】

- ①通学状況
  - ②学習準備行動
  - ③学習補充状況
  - ④学校活動参加状況
  - ⑤学校における友人関係
  - ⑥給食参加状況
  - ⑦係活動への参加状況
  - ⑧学校行事への参加状況
  - ⑨課外活動への参加状況
  - 家庭生活
  - (⑩学校の休み方、⑪生活リズム)
- 以上の項目を0～3の4段階で評価

■指標の評価段階に応じた標語(例示)

段階	3	2	1	0
①通学状況	自力で決められた時間に学校に通学している	途中まで保護者同伴で学校に通学している	保護者と約束の時間に学校に通学している	保護者同伴で学校に遅刻して通学している
⑤友人関係	同じクラスの友達と学校内、放課後、学校のない日も遊ぶ	休み時間に同じクラスの友達数人と遊ぶことができる	休み時間に同じクラスの席の近い友達と話をしている	休み時間に一人で教室にいる(他クラス、保健室等に行く場合も含む)
⑪生活リズム	食事の習慣、清潔にすること、生活のリズムが整っている	食事の習慣、清潔にすること、生活のリズムの大部分が整っている	食事の習慣、清潔にすること、生活のリズムの一部が整っている	食事の習慣、清潔にすること、生活のリズムが整っていない

(小野昌彦委員「不登校ゼロへの挑戦」から要約)

## イ 小・中・高の連携による切れ目のない支援

### (ア) 情報の共有の促進

#### 小・中・高校間の情報共有

不登校等の児童・生徒への支援は、長期的な視点を持って、それぞれの成長過程を見極めながら、継続して行っていくことが大切である。児童・生徒が欠席し始め不登校状態となってから、学校復帰や自分に合った居場所を見付け自立に向けた適切な支援を受けられるようになるまで、対症療法だけではなく、計画的に支援していくことが重要である。

このことから、前述アの支援計画（53 ページ参照）は、単一年度だけではなく学年を越えて活用すべきである。特に、小学校から中学校、中学校から高校へと進学した際には、支援が途切れる可能性が大きいことから、支援計画をはじめ児童・生徒の生活や学習等の情報について、学校種を越えて引き継ぐことが必要である。（59 ページ【図表 58】）

情報を引き継ぐ目的は、担当の教員等が、当該児童・生徒が前籍校でどのような指導・支援を受けていたかについて十分に理解し、今後の指導に生かしていくことにある。

その点を十分に認識した上で、特別な支援や配慮が必要な児童・生徒については、引き継いだ情報を活用し、入学時のクラス分けの配慮、積極的な声掛け、児童・生徒や保護者との面談の実施や関係機関との連携の実施など、必要な支援を行っていくことが大切である。

現在でも、児童・生徒指導要録等に基づき一定の情報の共有をしている学校がある一方で、進学時に引継ぎが十分に行われずに、進学後、生徒に何らかの重大な課題が生じてから、前籍校に当時の状況等を確認し、対応が遅れるといったことも少なくない。

こうした背景には、教員が年度末や年度始めに引き継ぎ等の打合せ時間を確保しにくい、前籍校の学級担任が既に人事異動となり詳細な情報を得られないといった状況も見られる。また、教員の意識として、実態を伝えたと、進学を機に心機一転して登校しようとしている児童・生徒の意欲を削ぐ結果になることを危惧してしまうケースがあるとも考えられる。

入学前後の早い段階で情報の共有が行われることが望ましいが、このような課題があることを考慮すると、学校間で必要な情報交換を日常的に行うことができる関係づくりを行っておくとともに、引継ぎを行う時期を年度末や年度始めに限定することなく、例えば 1 学期中の適切な時期に行うことなども考えられる。

前籍校と進学先の学校が、児童・生徒の将来のために、より適切な支援を継続していくという観点に立って、相互に協力していくことが大切である。

なお、情報を引き継ぐ場合は、個人情報保護の観点から、原則として保護者の同意を得る必要がある。その際、引継ぎの意義や教育効果など、その必要性について保護者に具体的に説明し、理解を求めていくことが大切である。

## チャレンジスクールと中学校との連携

小・中学校での不登校経験がある生徒等が多く入学する都立高校のチャレンジスクールでは、困難な課題を抱える生徒の学校生活を支えるために、中学校での様子や支援状況等について、あらかじめ情報を得て参考とすることが重要である。

このため、各校では個々の生徒の状況の把握に向けて、それぞれ工夫した取組が行われてきたが、十分な情報を収集するには限界もあった。このため、平成 28 年度から、中学校と継続性・一貫性のある指導・支援を一層適切に実施できるよう、区市町村教育委員会の協力を得て、チャレンジスクール 5 校と中学校との間で、引継ぎについて一定のルールを取り決め、中学校の生徒指導要録等に基づき生徒の状況について聞き取る取組が、開始されることとなっている。

まず、この取組を着実に実施し、その実施状況を検証する必要がある。その上で、同様の取組が必要な他の学校や生徒に関しても、その在り方について検討していくことが望ましい。

## 私立学校との連携

東京の特質として、公立学校から私立学校へ進学するケースなどが多い。

公立学校と私立学校との間で、不登校等の児童・生徒が進学や転学をする際などに、前籍校での学校生活の状況や配慮事項等の情報をどのように引き継ぐかについて、検討していくことも望まれる。

また、私立学校に在籍している不登校児童・生徒に対しても必要な支援が行われるよう、区市町村教育相談所（室）や都教育相談センターにおける教育相談の実施のほか、教育支援センター（適応指導教室）への受入れなど、引き続き教育委員会の適切な対応が望まれる。

なお、支援に当たっては、私立学校との連携強化が必要である。

## 関係機関との情報共有

児童・生徒への具体的な支援に当たっては、学校のほか様々な立場の関係機関が関わることから、学校と関係機関との間で児童・生徒に関する共通の理解の下、支援していくことが必要である。

このため、個人情報保護の観点から原則として保護者の同意を得て、個人情報の守秘等に十分留意しつつ、支援計画を関係機関で情報共有する仕組みについて検討することも、必要である。



## (イ) 上級学校への円滑な移行と適切な進路選択の促進

### 上級学校への円滑な移行

中学校 1 学年での不登校生徒数は、小学校 6 学年の不登校児童数よりも大幅に増加し（7 ページ参照）、また、高校 1 学年の段階での中途退学者は、中途退学者全体の半数以上を占めている（21 ページ参照）。

小学校から中学校へ、中学校から高校へ進学後、円滑に学校生活を送ることができるよう、各学校がそれぞれ、児童・生徒の上級学校への接続に当たっての役割を果たしていく必要がある。

具体的には、進学する前に児童・生徒が進学後の学校生活のイメージを持てるよう、授業公開や出前授業の実施、学校説明会や体験入学の開催や児童・生徒同士の交流等、進路選択や進学の準備に資する機会を提供する取組の推進等が必要である。

### 適切な進路選択の促進・不本意入学の縮減・多様なタイプの高校の設置

特に、高校進学に当たっては、義務教育段階と異なり学校の種類やタイプが多様であることから、生徒の興味・関心・適性等に合った高校を選択し入学することが、「ミスマッチ」を減らし、その後の不登校や中途退学を未然に防止するための第一歩となっていく。

このため、都教育委員会や高校は、区市町村教育委員会や中学校と連携し、中学生やその保護者に対し、高校の特色について分かりやすく情報提供することが必要である。

同時に、中学校における進路指導において、生徒が、興味・関心や適性等に応じた高校を選択できるよう、適切な指導を行うことが重要である。また、結果として第一志望の学校に合格できなかったとしても、高校入学時までの間に、進学する高校の特色などを生徒に十分に理解させるなどの指導も必要である。

的確な進路指導のためには、各中学校で進路指導に当たる教員が、高校の特色について理解していることが不可欠である。高校の教員が中学校訪問等において、都立高校の特色や入学者選抜制度等について十分説明できるようにし、中学校側の理解を一層促進することが大切である。

また、都は、今後とも、生徒や社会のニーズに合った高校づくりを一層推進し、生徒の興味・関心・適性等に合った高校での受入れを進めていく必要がある。

(ウ) 高校卒業後の進路先への円滑な移行

高校から卒業後の進路先への円滑な移行についても課題である。

生徒が進学した大学等において自らの力を発揮していくためには、高校までに受けていた支援を次の進路先につなぎ、関係者による適切な対応が行われることが望ましい。生徒が将来、社会人として自立して活躍できることを目指して、高校と大学等との組織的な関係づくりなどが望まれる。

また、中途退学者や進路が決まらないまま高校を卒業した生徒が、就労や再就学に円滑に結び付くよう、学校と関係機関との情報共有等の連携の在り方についても、検討が必要である。

例えば、高校在学中にどのようなことを身に付けたいか、希望する進路は何かなどを記載したカードを作成しておき、本人が就労支援機関等に持参すれば、必要な助言・支援が受けられる仕組みなどを関係機関と構築することも考えられる。

図表 58 小・中・高校等の連携による切れ目のない支援（イメージ）



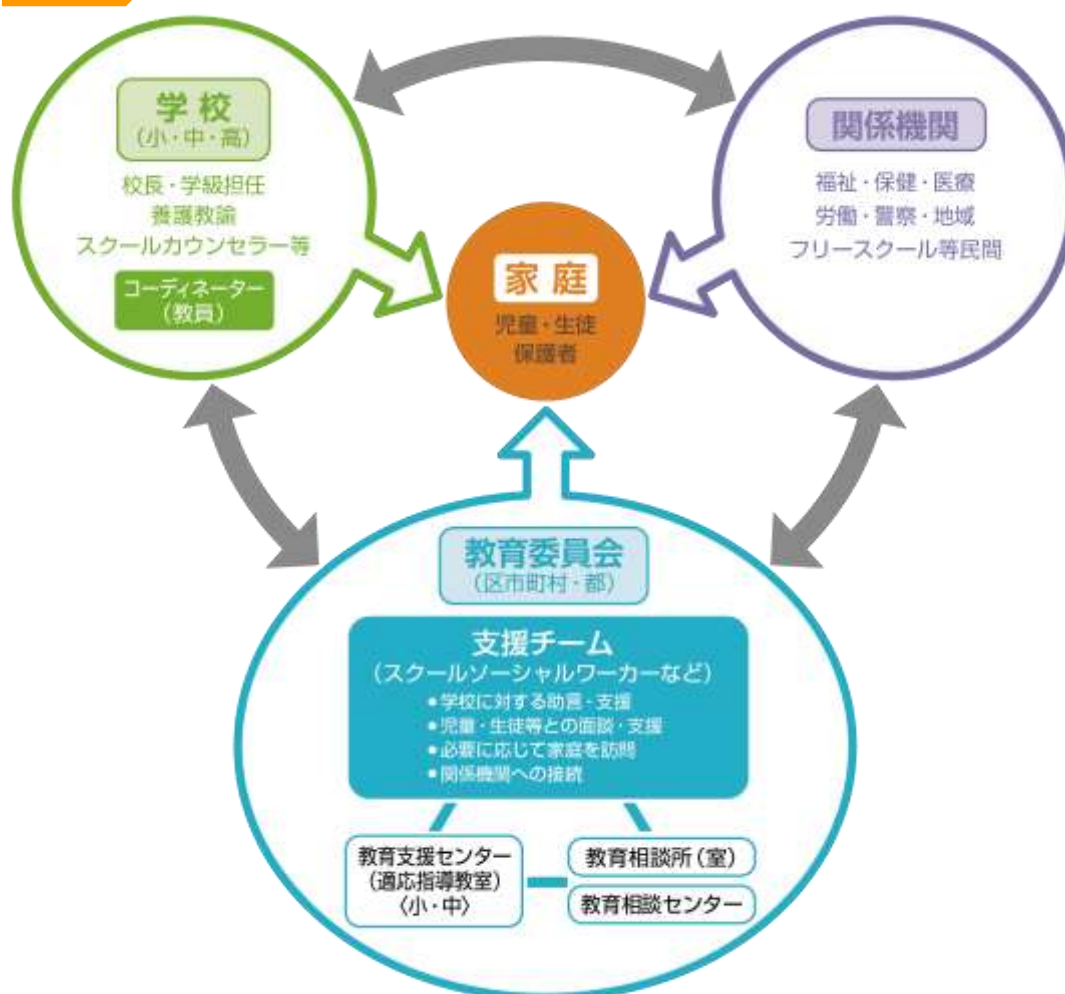
## (2) 支援ネットワークの構築と支援チームの設置

### ア 支援ネットワークの構築

児童・生徒への支援に当たっては、【図表 59】のような関係機関や専門家等と連携・協力するネットワークを構築し、不登校・中途退学に対する支援体制を整備することが必要である。

なお、この支援ネットワークは、不登校や中途退学に至った場合の支援を効果的にするものであるとともに、未然防止の観点からも有効なものである。

図表 59 支援ネットワーク（イメージ）

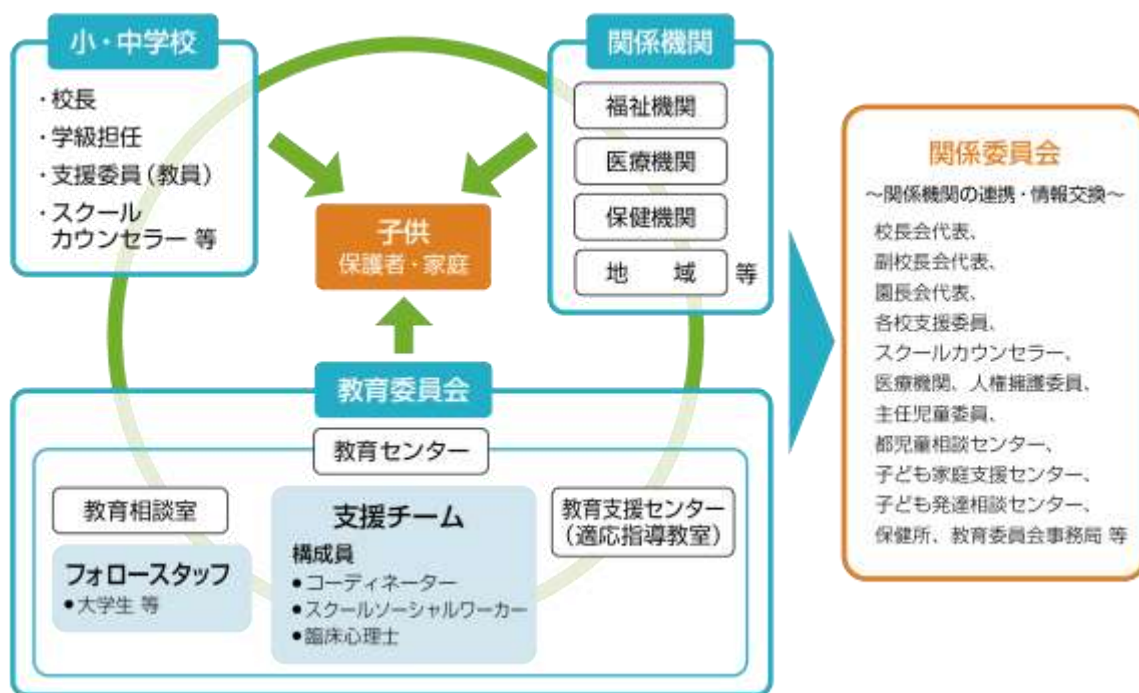


	主な関係機関・専門家等
学校	教員、スクールカウンセラー
教育委員会	都教育相談センター、区市町村教育相談所(室)、教育支援センター(適応指導教室)、スクールソーシャルワーカー
福祉・保健・医療	子供家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、児童館、保健所、精神保健福祉センター、医療機関
労働	ハローワーク、わかものハローワーク、地域若者サポートステーション、都立職業能力開発センター、東京しごとセンター
青少年	警察、弁護士
地域	民生・児童委員、保護司、自治会
民間	フリースクール、フリースペース、若者支援団体

既に、区市町村では、教育委員会や学校と関係機関とのネットワークを構築している事例もあり、こうした取組を参考に、それぞれの地域の実情に合わせた取組を推進することが必要である。【参考 3】

こうした支援ネットワークを有効に機能させるためには、各関係機関の担当窓口とそれぞれの役割分担を明確にしておくとともに、関係者が一堂に会して情報交換を行う場を設けるなどして、支援者同士が顔の見える関係を構築していくことが大切である。

参考 3 支援ネットワークの実践事例



■役割・業務内容

<b>支援チーム</b>	教育委員会の教育センター（教育に関する問題や悩みについての相談対応を実施）に設置
役割	学校への支援方法等アドバイス、児童・生徒・保護者との面談、医療や福祉等関係機関への接続
業務内容	教育委員会職員と一緒に、年に数回、全小・中学校を訪問し、授業観察や行動観察により、配慮を要する児童・生徒の状況を把握し、学校と情報を共有
	学校からの支援依頼（連絡カードに支援対象となる児童・生徒の状況を記入し、学校内での協議を経て提出）に基づき、学校と連携しながらアセスメントや支援計画への助言
	福祉機関等との連携によって得た情報を基に、支援が必要な児童・生徒を学校と連携して支援
	子供が不登校・ひきこもり状態の場合は、家庭・学校からの要請に基づき、各家庭にフォロースタッフを派遣
<b>フォロースタッフ</b>	家庭・学校からの要請に応じ派遣
役割	家庭を訪問し、不登校やひきこもり状態の児童・生徒に寄り添い、相談相手や話し相手となる
業務内容	児童・生徒と、一緒に遊んだり、話し合ったり、登校に付き添うなど
<b>支援委員</b>	校長が校内の教員の中から指定
役割	校内の不登校対応の中心を担い、校内の支援体制を確立するとともに、児童・生徒支援に当たって、外部との連絡・調整を行う
業務内容	ケース会議の開催、支援計画策定に向けた情報の整理、学級担任への支援、スクールカウンセラーとの連携
	支援チームや関係機関との連絡・調整、関係委員会への参画
	校内研修の実施
<b>関係委員会</b>	関係機関の代表者で構成する支援委員会
役割	関係機関が連携・協力して児童・生徒・保護者を支援していくための情報共有や協議を行う場
業務内容	教育委員会が開催し、年数回実施
	支援に当たっての連携や情報交換などの協議を実施

（注）支援チームの名称等は実際の名称とは異なる



## イ 教育委員会に支援チームを設置

### 支援チームの概要

前述アのような支援ネットワークを有効に機能させるためには、学校と各機関とを結び付け、児童・生徒や保護者に適切なサービスが行き届くような調整を行う機能が必要である。このため、都及び区市町村の教育委員会に、支援チームを設置する必要がある。

支援チームは、学校が行うアセスメントとそれに基づく支援計画の作成に当たって必要な情報収集や、支援に当たって連携が必要な関係機関との連絡調整を行うとともに、学校への助言や、児童・生徒・保護者に対する面談などの直接的な支援を実施する。

学校が関わりにくい家庭内の問題などについて、学校とは異なる立場で対応することにより、円滑に状況を把握し、効果的な支援を実施していくことが期待できる。

こうした支援チームのメンバーには、学習面や進学面でのアプローチを行う教員経験者、福祉面でのアプローチを行うスクールソーシャルワーカー、就労面でのアプローチを行うキャリア・コンサルティング技能士（※）等を活用することが考えられる。

なお、こうした支援チームが有効に機能するためには、支援チームと学校との相互のコミュニケーションを活発にしておく必要がある。このため、支援チームは学校の組織・職員・学校運営の現状等について、学校は支援チームの役割等について、十分に理解しておくことが大切である。

また、学校側の連携窓口となる教員が、校内での環境を整えることも必要である。

（※）キャリア・コンサルティング技能士：労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を担う人材で、国家検定試験に合格した者

## スクールソーシャルワーカーがつなぐ福祉等様々な分野の関係機関と連携した支援

支援チームの構成員ともなるスクールソーシャルワーカーは、家庭や学校などの児童・生徒が置かれている環境に働き掛けて、福祉等様々な分野の関係機関につなぎ、問題の調整や解決に向けて重要な役割を果たす。

とりわけ、教育支援センター（適応指導教室）等にも通室せず、自宅にひきこもっているような状態の児童・生徒に対する支援については、これまで、各区市町村や各学校において様々な工夫を行ってきているものの、学校側からの働き掛けが及びにくいこともあることから、こうした児童・生徒への支援が十分にできていない実情がある。

このため、福祉等様々な分野の関係機関と連携した実践事例を積み重ね、効果的な対応策を講じていくことが急務である。スクールソーシャルワーカーの役割に期待したい。

スクールソーシャルワーカーが実際にどのような活動をすべきかについては、各スクールソーシャルワーカーの個人的な能力・経験に頼っているのが現状である。学校と連携する際、教員とどのように関わるのか、児童・生徒の支援を検討する際にどのような関係機関とどのような連携をすべきかなどについて、対応事例やノウハウを蓄積し共有を図ることなどにより、対応能力の向上を図り、効果的な支援に結び付けていく必要がある。

さらに、スクールソーシャルワーカーの業務に関する教員の理解を促進するため、教員向けの研修を実施したり、スクールソーシャルワーカーと各教員が児童・生徒の課題等について意見交換を行う機会を確保するなど、相互に協力して対応できる機会を増やしていくことが必要である。

### 大学生等の活用

児童・生徒の支援に当たっては、大学生等の学生の力を活用することも有効である。

学生は児童・生徒との年齢が近いと、子供にとって話しやすく悩みを打ち明けやすい存在として、有効に機能するケースが多く見られる。教員養成系や心理系の大学・学部などと連携を図り、学生による児童・生徒の支援が充実するような仕組みづくりを行うことが望まれる。

学生による支援の実施に当たっては、学生一人一人の個性と児童・生徒の状況等を考慮した上で支援に当たる者を決めるとともに、一人の児童・生徒に複数の学生が関わるようにすることが必要である。また、学生に対して児童・生徒への対応の仕方等をアドバイスする者を置き、支援の前後で児童・生徒の様子や課題等について情報交換する機会を設けるなどして適宜指導・助言し、支援の充実につなげることも必要である。

児童・生徒への学生による支援の仕組みづくりの際には、例えば「サービラーニング」(※)と呼ばれるような大学教育の仕組みなどを活用することにより、児童・生徒への支援の充実とともに、学生自身にとっても活動に従事することを通じて自らの力量を高められるという、両者にとって有益な取組が望まれる。

それにより、学生による児童・生徒の支援が継続的、安定的な取組として社会に根付くことにつながる。

このような仕組みづくりに向けて、都内にある大学と協議し、ネットワークを形成するとともに、組織的な取組の在り方を検討することも望まれる。

(※) サービラーニング：一般に、教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に生かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラムをいう。

## 高校の生徒、中途退学者や進路未決定卒業者に対する自立支援

高校においては、これまで述べてきた、生徒に対する福祉的な支援に加え、進路が決まっていない生徒に対する就労や就学に向けた支援も必要である。

この点、都教育委員会では、平成 25 年度から、一部の都立高校において、進路が決まっていない生徒等に対し、就労支援機関等と連携した進路決定に向けた支援（モデル事業）を実施してきている（46 ページ参照）。

今後は、この成果を踏まえ、都教育委員会に支援チームを設置して、全ての都立高校を対象に、個々の生徒に応じた支援を実施する体制を整えていく必要がある。【図表 60】

高校に対する支援チームは、福祉的な支援とともに、就労や就学の進路決定に向けた支援に対応できる者により構成される必要がある。

また、支援の在り方としては、不登校や中途退学に至る生徒が多い定時制や専門高校等一部の学校に対しては、重点的かつ継続的な支援を実施していくべきであり、さらに、在校生だけでなく、中途退学者や進路未決定卒業者も対象とするべきである。

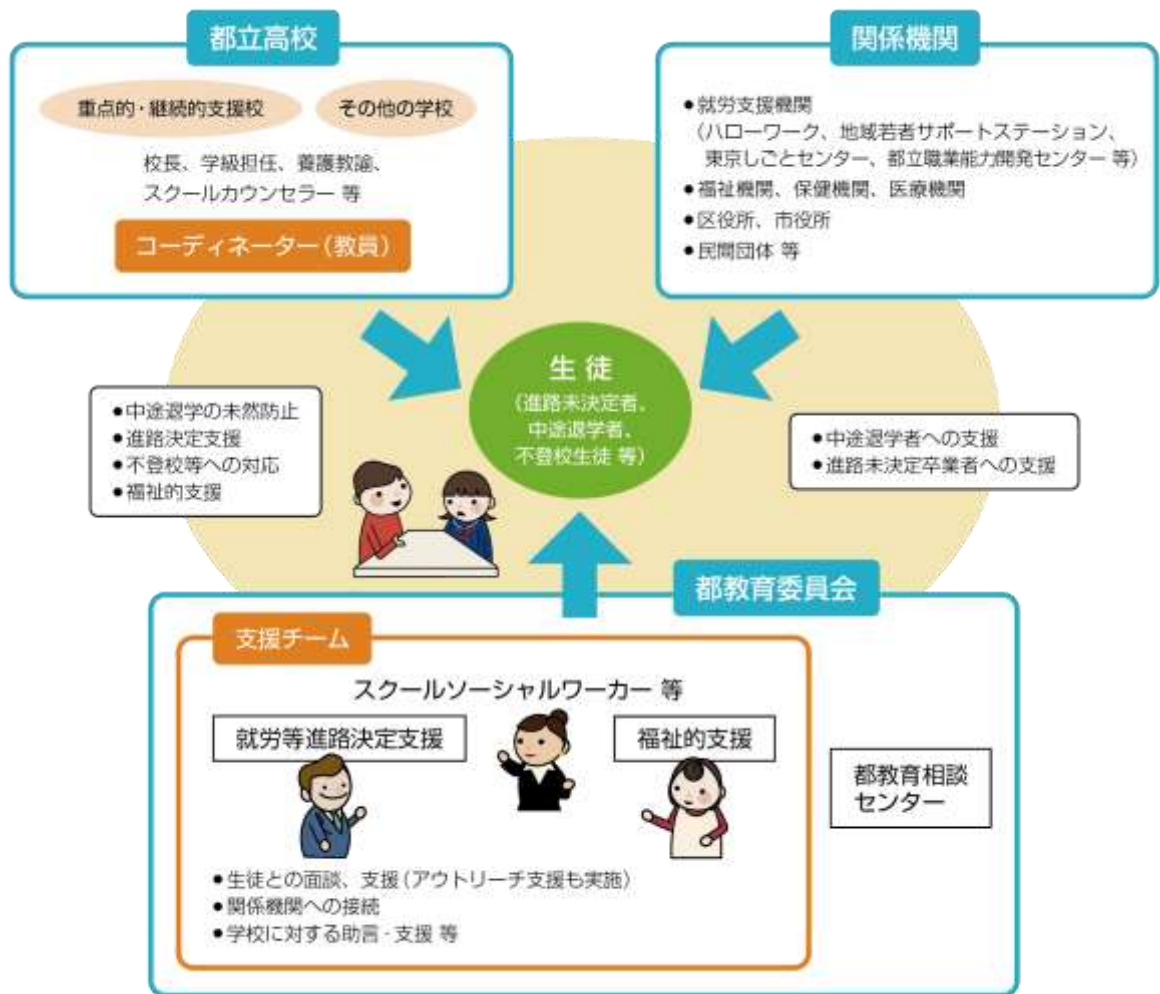
中途退学者や進路未決定卒業者は、学校を離れた後、何もしない時期が長期間続いたり、関係機関の支援を受けていない例が多くあることから、必要な支援へ結び付けていくことが必要である。（26・27 ページ参照）。

中途退学者や進路未決定卒業者への支援に当たっては、生徒の側から学校や関係機関に支援を求めるケースは少ないことから、支援チームがアウトリーチ支援を実施し、生徒が社会的・職業的に自立できるよう、支援機関につなげていくことが必要である。

また、このような支援を円滑に実施するためには、支援チームが、生徒と在学中から関わりを持っておくことが必要である。

なお、高校における支援ネットワークの構築に当たっては、小・中学校とは異なり、生徒の通学地域が広域で生徒の居住地ごとに支援の主体となる機関やサービス内容が異なることに留意する必要がある。

図表 60 都立高校生や中途退学者に対する支援チーム・支援ネットワーク〈イメージ〉



### スクールソーシャルワーカー等支援チームの支援員となる者の資質の向上

支援チームにより、効果的な支援を行っていくためには、支援チームの支援員となる者（スクールソーシャルワーカー等）が、様々なケースの対応事例や対応方法について学ぶなど、スキルアップを図ることが必要不可欠である。

このため、資質向上を目指した研修等を実施するほか、支援員同士が意見交換を行う機会の確保などが必要である。

さらに、不登校・中途退学の要因によっては、医学的な観点からの要因分析や対応が求められることもある。

このため、医師等の高度な専門家が、支援チームの活動や支援員に対してアドバイスをを行うスーパーバイズ機能も必要である。

## ウ 支援ネットワークを構成する主な関係機関や地域との連携

児童・生徒や保護者のニーズに適した、きめ細かな支援を行うためには、学校、教育委員会の支援チーム及び関係機関等が、守秘義務に留意しながら、緊密に連携していくことが欠かせない。

また、効果的な連携を図るためには、教員や支援チームなど支援を行う者が、関係機関の機能やサービス内容を十分に理解しておく必要がある。

支援ネットワークを構成する主な機関としては、以下のものが挙げられる。

なお、地域によっては、ここに挙げたもの以外の機関との連携もあり得るため、支援ネットワークを構成する際には、地域ごとの実情に留意すべきである。

### 【教育相談所（室）、都教育相談センター】

教育相談所（室）が、各区市町村教育委員会に設置されている。

不登校の児童・生徒や保護者からの教育相談を受けるとともに、不登校児童・生徒が教育支援センター（適応指導教室）に入室する際には面談を実施して状況を確認するなど、区市町村における不登校相談の中心的な役割を担っており、学校との連携が不可欠である。

支援ネットワークの一環として十分な機能が果たせるよう、活動内容を一層周知して利用を促進し、有効に活用していく必要がある。

都教育相談センターでは、児童・生徒や保護者から教育相談を受けるとともに、心理の専門家であるアドバイザースタッフの学校派遣、学生アドバイザースタッフを活用した支援活動の実施、教育支援センター（適応指導教室）と連携した取組の推進など、区市町村教育委員会の支援のための様々な事業が展開されている。

都教育相談センターの機能を十分果たせるよう、活動内容を一層周知して利用を促進するとともに、今後、支援チームと連携した取組の推進等が望まれる。

### 【子供家庭支援センター、児童相談所】

区市町村における子供と家庭に関する総合相談窓口としての子供家庭支援センターや、18歳未満の子供の養護、育成、障害等に関する相談に応じ、必要な助言や一時保護等を行っている都の児童相談所は、学校が、不登校児童・生徒等への支援を行うに当たって最も頻繁に連絡を取り、連携した相談・支援が行われている機関である。学校が行うケース会議等の構成員となって連携しているケースも少なくない。

日頃から必要な情報を共有し、個々の児童・生徒の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応ができるようにしておくことが重要である。

### 【ハローワーク】

ハローワークでは、求人情報を提供し、学卒ジョブサポーターによる職業意識の啓発から職業相談、面接指導等までの一貫した就職支援が、担当者制により行われている。



また、都立高校生等に対するキャリア教育として、各高校のニーズに応じた職業講話や一般職業適性検査等の実施、インターンシップの受入事業所の開拓等の取組も実施されており、一層の連携強化が求められる。

#### 【地域若者サポートステーション】

地域若者サポートステーションにおいて、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援が行われている。

いわゆる、ひきこもりやニートと呼ばれる若年無業者の職業的自立を促しており、就労を希望する中途退学者等も必要に応じてつないでいく取組が求められる。

#### 【東京しごとセンター】

東京しごとセンター（ヤングコーナー）においても、就職活動の支援が行われている。高校中途退学者向けのセミナーの開催や、グループワーク等を通じて今後の進路や働き方を考える場が提供されている。

#### 【都立職業能力開発センター】

都立職業能力開発センターでは、高校中途退学者等若年者を対象に、溶接や塗装等の若年者就業支援科が設けられているほか、平成27年度から、複数の業種・職種の訓練により適性に合った就職先を選択できるジョブセレクト科、わかもの人財養成科を城東職業能力開発センターに開設するなどの取組が展開されている。

こうした取組を、就労を希望している中途退学者等に的確に周知して職業訓練等につなげ、就業を支援していくことが必要である。

#### 【警視庁少年センター】

警視庁少年センターでは、いじめ・不登校・非行といった子供やその保護者が抱える悩みに対する相談活動や、少年補導（非行や不良行為を行っている者の街頭補導や家出少年の発見保護）、就労支援、居場所づくりといった活動が行われており、必要に応じて、連携した取組が求められる。

#### 【その他】

学校には通えないものの、児童館や図書館などの公的施設は利用しているといった児童・生徒もいる。学校がこうした機関と情報を共有していくことも有効である。

地域の大人による声掛けや自治会や地域の団体の活動、ボランティア活動等による児童・生徒との触れ合いなどが、不登校の未然防止や改善に役立っていることもある。民生・児童委員による見守りや保護司による支援を含め、児童・生徒にとって身近で、地域に根差した取組との連携も大切である。

### (3) 学校における組織的な取組の充実

#### ア 組織体制の整備

学校における不登校・中途退学への対応は、その解決に向け、学級担任のみならず、学校内の教職員が適切な役割分担の下、協力するとともに、支援チームや関係機関と連携を図りながら行う必要がある。

そのためには、支援チームや関係機関との連絡調整を図り、校内の支援体制の構築に中心的な役割を担うコーディネーター役の教員を、各学校で指定しておくことが必要である。

コーディネーター役の教員は、管理職の方針・指示の下、対外的な連携の窓口となるとともに、校内での対策会議やケース会議等の企画・運営や、支援に関する情報収集などを行うことが期待される。

また、児童・生徒に対する具体的な支援を担う学級担任のサポート役として、学級担任からの相談に応じ、対応方針の検討や管理職や他の教職員との連絡調整等、校内の取りまとめを行う役割を担う必要がある。

コーディネーター役の教員は、児童・生徒への対応方法や支援機関に関する知識・経験を持っていることが望ましい。

このため、コーディネーター役の教員を中心に、不登校の児童・生徒や中途退学する生徒への対応スキルの向上や必要な知識の習得を図るための教員研修等の充実も望まれる。具体的には、不登校の児童・生徒や中途退学する生徒の心情等について理解を深めるとともに、児童・生徒が欠席した際の対応方法や福祉・医療・就労支援機関等に関する知識や連携方法等について学び、ノウハウを蓄積することが必要である。

また、コーディネーター役の教員が、各学校で不登校・中途退学対策に取り組み、その役割を十分に果たしていくためには、校長が適切なリーダーシップを発揮することが重要であるとともに、コーディネーター役の教員が校内において中核となってその役割を発揮できるよう、校内組織の整備などの環境づくりが必要である。

## イ 未然防止の取組の推進

### 魅力ある学校・学級づくり

不登校や中途退学を未然に防止していくために、児童・生徒にとって魅力ある学校づくり・学級づくりを推進する必要がある。

そのためには、各教員が、学ぶ楽しさや人と出会う喜びなどを児童・生徒に伝える姿勢を持ち、学校や学級が、全ての児童・生徒にとって、「新しい知識や経験を意欲的に楽しく学ぶことができる場になっているか」、「友人と交流し切磋琢磨しながら喜びを分かち合うなど、社会性を身に付けられる場になっているか」、「自己表現ができ自己が認められ自信を持てる体験ができ、自己有用感を高める場になっているか」など、日々の教育活動を振り返り、不断の改善を図ることが重要である。

その上で、不登校や中途退学の背景に、「学習面」、「人間関係」、「生活習慣」、「家庭の状況」等が関わっていることを踏まえ、こうした観点からの取組の推進が重要である。

### 学力の定着

学力は、子供が将来社会的に自立していく上では、学校生活を通して身に付けるべき最も重要な要素である。このため、学力の定着に向けた取組を着実に実施していくことが必要である。

具体的には、個々の児童・生徒の状況を踏まえ、習熟度に応じた指導を行うとともに、繰り返し学習や学び直し、更には放課後を活用した補充学習などを行い、学年相応の学力を身に付けさせることを目指した取組を推進すべきである。

### 学校生活への意欲の向上、人間関係づくり

学校生活に意義を見いだせるよう、生徒を支援していくことも必要である。

例えば、部活動は、生徒が好きなことに取り組み、学級以外の生徒同士のつながりや居場所ともなり、学校生活の楽しさを見いだすことができるものであり、登校への意欲を高めることにつながることも多く、不登校や中途退学の未然防止に効果的である。

学校に友人等とのきずなや自分の居場所があることが、登校のきっかけとなったり、中途退学を防いだりすることにもつながっていく。

このため、仲間づくり、人間関係づくりを手助けする取組を行うことも必要である。

とりわけ、定時制などでは、学級での人間関係をうまく構築できずに退学してしまうケースも見られることから、例えば、入学した後の早い時期に、グループエンカウンターなどの手法により、他人への理解を深め合う機会を設けるとともに、学級への帰属意識を高めていくといった取組も有効である。

### 生活習慣の確立

生活リズムの乱れなどから非行やひきこもり状態に至り、不登校になったり中途退学するケースも見られることから、日頃から生活リズムを整え、規則正しい生活習慣を確立しておくことが必要である。

このため、学校では、遅刻防止等の生徒指導に的確に取り組んでいくべきである。

## 家庭への配慮、支援

学校は、保護者面談等を通して把握した家庭状況等を踏まえて、児童・生徒への声掛けなど、日頃の指導・支援に留意していく必要がある。また、必要に応じて福祉等の関係機関と連携し、保護者に対する支援も含め、対応していくことが望ましい。

## 特色ある教育活動の充実、キャリア教育の推進等

不登校や中途退学者が比較的多い、定時制高校、専門高校、進路が多様な普通科高校等では、それぞれの特色に応じた教育活動の一層の充実が求められる。

昼夜間定時制高校においては、スクールカウンセラーによる相談機能の強化や学習活動の充実などの生徒の個々の状況に合わせた教育環境の整備を行い、不登校や中途退学の未然防止を図っていくことが必要である。

専門高校においては、産業界と連携した授業づくりなどにより、ものづくりやビジネス等専門分野に関する興味・関心を高めることができるような教育内容の充実を図り、生徒の卒業後の社会的・職業的自立につなげていく取組を行うことが、中途退学の未然防止に有効である。

進路が多様な普通科高校においても、インターンシップの充実や都立職業能力開発センター等と連携を図るなどして、入学後の早い段階から、生徒の職業意識を醸成する取組を強化することが必要である。

なお、高校においては、進級や卒業に当たって、生徒が学習意欲を高められるよう指導を継続し、原級留置（留年）や中途退学を未然に防止することが必要である。

## ウ 早期発見・早期対応の取組の推進

「不登校は誰にでも起こり得る」という認識の下、教員が、不登校の前兆となるような児童・生徒の変化を見逃さないようにすることが大切である。

具体的には、学習につまずき悩んでいないか、友人や教員との関係は良好か、家庭で何か問題を抱えているようなことはないか、といったことを日頃から気に掛け児童・生徒に接していく取組が重要である。

不登校の予兆などの早期発見のためには、学級担任のみならず、養護教諭、スクールカウンセラー等様々な立場から、児童・生徒の個々の状況を正確に把握し、気付いた変化を校内で共有することが必要である。

毎年度、新たに不登校となる児童・生徒が多い状況を踏まえると（7ページ参照）、こうした早期発見、早期対応の取組が極めて重要であり、各学校・学級において、支援チームとも連携を図りながら、早い段階からの適切な対応が望まれる。

欠席が継続すると、授業についていけなくなったり、児童・生徒同士のコミュニケーションが途絶えてしまったりして、登校する意欲をますます失う可能性が高い。

このため、児童・生徒が欠席し始めた際の初期対応が重要であり、早期発見・早期対応について、学校でルールを定めるなどして、全ての教職員が共通認識を持って確実に対応できるようにしておくことが大切である。

初期対応のルールを定め、対応していくに当たっては、児童・生徒が欠席した際の電話対応時等において、欠席の理由を十分に確認し、早い段階から児童・生徒の悩みに気付き、保護者と連携を図りながら、適切な働き掛けを行っていくことなどが求められる。

なお、こうした働き掛けにより、かえって児童・生徒が苦しみ追い詰められる場合も考えられる。保護者と連携を図り、児童・生徒の状態や家庭の状況等を考慮しながら、個々のケースに応じた柔軟な対応を行うなどの配慮が必要である。

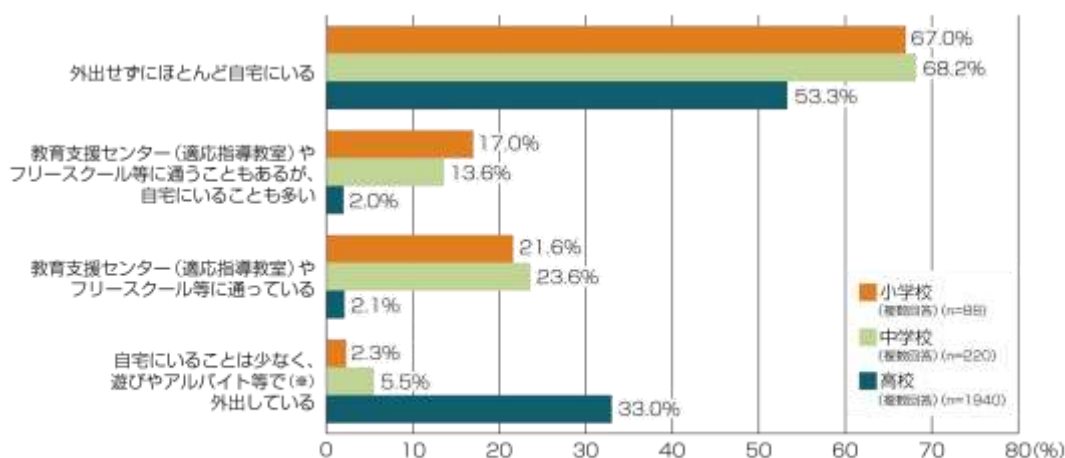


## Ⅰ 対応が困難なケースへの組織的な取組の推進

### ひきこもりの状態にある児童・生徒への支援

不登校の児童・生徒が欠席期間中に、主にどこでどのように過ごしているかについて調査したところ、「外出せずにほとんど自宅にいる」児童・生徒が多い。とりわけ小・中学校では約 7 割の児童・生徒が、外出せずに自宅で過ごしている。また、高校では、「遊びやアルバイト等で外出している」生徒も多い。【図表 61】

図表 61 児童・生徒は、欠席期間中、主にどのように過ごしているか



※小・中学校：「遊び等」を指す 高校：「遊びやアルバイト等」を指す

東京都教育庁調べ(対象：平成26年度・27年度都内公立小・中学校の不登校児童・生徒の学級担任、都立高校長期欠席生徒の学級担任(抽出)(平成27年))

自宅は心の居場所であり、育ちの場の一つであるが、自宅で過ごしている児童・生徒が、社会との関わりを持たず、学習の支援や福祉的な支援など何れの支援も受けられないままでは望ましくない。

自宅や自室にひきこもっている状態にある児童・生徒やその保護者への対応に当たっては、教員をはじめ支援に当たる者が自宅を訪問しても、会うことができないケースも少なくない。また、児童・生徒の状況も一人一人大きく異なることから、十分な支援が届きにくいのが実情である。このため、有効な支援の手法を確立することは難しい課題である。

具体的な支援の在り方としては、児童・生徒の孤立を防ぎ、何らかの支援に結び付ける観点から、学校はもとより、スクールソーシャルワーカー、福祉等関係機関、学生、地域人材や民間団体等が連携して、保護者の協力も得ながら児童・生徒とのつながりを持ち続け、対話を進めていくことが必要である。

一方で、児童・生徒が何らかの行動を起こすまで待つことが必要な時期もある。

児童・生徒が興味を持つであろう行事の案内などを自宅に届けたり、同様の案内を学校ホームページに掲載したりするなど、児童・生徒が学校の様子について知り、自宅外に出掛けるきっかけとなるような情報を地道に提供していくことも効果があると考えられる。

さらに、長期間自宅で過ごしている場合には、自宅での学習や、興味を持てることに取り組むことができるよう、支援を行っていくことも重要である。

こうした取組を、児童・生徒の心の状態や家庭の状況等を見極めながら実施し、自宅以外の場への関心を高めることで、児童・生徒が段階的に、自宅から地域の居場所や諸活動、教育支援センター（適応指導教室）、更には学校へと、自ら踏み出していくことを目標に取り組んでいくことが望まれる。

その際、保護者と情報交換をしながら、児童・生徒の気持ちを受け止め、性急な対応にならないようにすることが大切である。自宅で過ごしている場合でも、その過ごし方に変化が見られる場合もあることから、そうした変化を大事にしていくことが求められる。

なお、都青少年・治安対策本部において、15歳以上のひきこもり等の若者の社会参加を応援するため、「訪問相談」、「フリースペースの提供」、「社会体験活動」を内容とする支援プログラムを策定し、NPO等に普及を図っている。

高校や支援チームが、こうした支援プログラム実施団体と連携して支援していくことも有効である。

自宅への訪問支援などの取組を継続的かつ計画的に実施しながら、課題を整理し、支援を積み重ねていくことが、児童・生徒の将来の自立につながっていく。教育委員会及び学校をはじめとする関係者の今後の取組の充実を期待する。

### 発達障害を起因とする不登校児童・生徒に対する支援

発達障害のある児童・生徒は、その障害特性から、人間関係の構築が不得手なことや、不安定な行動を取ったり衝動を抑制できない場合があることにより、周囲からの理解が得られず疎外感を感じやすい傾向がある。このため、不登校等様々な学校・学級不適應を起こす場合もある。

このため近年、このような児童・生徒への対応が、教育課題として大きく取り上げられることが多くなっている。

発達障害のある児童・生徒は、都内公立学校においても、小・中・高校の通常の学級に、一定程度在籍していると考えられる（30ページ参照）。

各学校では、特別支援教育の充実に向け、全校で特別支援教育に関する校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名を行い、校内体制を整えている。

また、都教育委員会では、発達障害のある児童・生徒への在籍校における特別な指導を充実させるため、都内公立小・中学校への特別支援教室の設置を進めている。

教育支援センター（適応指導教室）にも、発達障害のある不登校児童・生徒が通室しているケースがあると考えられるため、適切な指導・支援を行っていくことが必要である。

教育支援センター（適応指導教室）に通室できない、発達障害のある不登校児童・生徒に対しては、教員や支援チームが家庭を訪問した際に、児童・生徒の状況を十分に把握するとともに、保護者と連携を図りながら、医療機関や専門の相談機関、その他の支援の場に結び付けていくことが求められる。

発達障害のある児童・生徒が、落ち着いた学校生活を送るためには、家族はもとより、教員や友人等が、発達障害の特性（行動特性、思考パターン、感覚の過敏性等）について理解するとともに、当該児童・生徒が、そうした特性のために対人関係上のトラブルやストレスを高めることがないよう、配慮していくことが求められる。

発達障害に対する正しく十分な理解を家庭や学校を取り巻く社会全体に広げ、発達障害のある子供の育ちに対する共通理解の下、共生のための環境づくりを進める必要があり、こうしたことが発達障害のある児童・生徒の不登校や中途退学の未然防止にもつながると考える。

### 怠学傾向や非行傾向が見られる不登校への対応

不登校となったきっかけや不登校が継続する要因（7～9ページ、15～16ページ参照）から、その傾向を分類してみると、神経症的な不登校のほか、怠学傾向や非行傾向が見られる不登校があることに留意する必要がある。とりわけ中学校や高校では、こうした傾向の生徒が、一定程度見られる。

不登校となったきっかけが「不安など情緒的混乱」であったり、不登校が継続する理由が「登校の意志はあるが心身不調・不安」であるものは、神経症的な不登校であることが多いと考えられる。

一方、不登校となったきっかけが「あそび・非行」であったり、不登校が継続する理由が「インターネット、メール、ゲームなどに夢中」であるものは、学校や家庭に適応できず、非行グループに入り学校に来ないなどの傾向が認められる者や、また、慢性的に遅刻を繰り返すなどの怠学傾向が見られる者であることも多いと考えられる。

また、「無気力」や「朝起きられないなどの生活の乱れ」は、どちらも混在していると考えられる。

怠学傾向や非行傾向が見られ、生活が乱れていたり、非行グループに入っているなどして欠席の多い不登校児童・生徒に対しては、生徒指導を通じて、生活習慣や生活態度の改善が求められる。そのためには、家庭や地域等において子供に一定の役割を与えるなどして、自己有用感を高める取組が効果的である。

### 不良行為等を行う児童・生徒に関する警察等関係機関との連携

児童・生徒による喫煙、深夜徘徊等の不良行為はいかいや生活習慣の乱れなどから、不登校や中途退学につながったり、そうした状態が継続することで、非行に走る、事件・事故に巻き込まれる、さらには居所不明となるといったケースもあることから、学校及び教育委員会は、日常的に警察や児童相談所、子供家庭支援センターなどの機関と連携し、問題行動やその背後にある様々な家庭の問題等に対して早期に対応していくことが重要である。

警察との連携については、都内では、都教育委員会及び全ての区市町村の教育委員会と警視庁との間において、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連絡制度」や「学校と警察との連絡協議会」の仕組みが構築されている。

今後とも、これらを活用し、警察と学校・教育委員会との間の情報交換・協力体制を充実していく必要がある。このため、警察と、都及び区市町村の教育委員会並びに各学校との連絡会議の開催方法の改善や日頃の相互連絡の促進など、この仕組みをより一層有効に活用する方策を検討し、取組を推進していく必要がある。

また、非行や怠学の背景には、児童虐待を含め、様々な家族の問題も多いことから、児童相談所や子供家庭支援センターなどとも日頃から緊密な連携を図ることが求められる。

とりわけ、不登校等の状況にある児童・生徒と数日以上連絡が取れず、生命・心身に被害が生じるおそれがある場合には、警察をはじめ前述の関係機関との情報交換等の連携を密にして、迅速に対応していく必要がある。

### 家庭に対する福祉と連携した支援

家庭が抱える課題が、子供の心や行動に及ぼす影響は大きいことに留意する必要がある。

昨今、学校が個々の家庭状況を把握しにくい社会状況となっているが、必要に応じて家庭への適切な支援を含めた対応を行っていくことが求められる。

その際、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会（※）や、平成27年に施行された新たな生活困窮者自立支援制度（※）の仕組み等も活用し、子供家庭支援センターや福祉事務所等福祉機関と連携した支援を推進する必要がある。

（※）

- ・要保護児童対策地域協議会：要保護児童等の適切な保護のための情報交換や支援内容に関する協議を、福祉部局・学校・関係団体等で実施
- ・新たな生活困窮者自立支援制度：生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業（区市町村等による任意事業）等を実施

## オ 中途退学時の対応

高校を退学するに当たって、保護者も含めて誰にも相談せずに決める生徒も少なくない。【図表 62】  
中途退学の決定に当たっては、学級担任はもとより、管理職やスクールカウンセラーなど、複数の者が生徒と関わって十分に相談し、保護者の理解も得ていくことが必要である。【図表 63】

相談の際には、生徒の希望を十分に聞き取り、個々の生徒の適性や家庭の事情等を踏まえ、当該生徒にとって望ましい選択ができるようにすることが重要である。具体的には、在学を継続していく方法はないか、転学して学業を継続できないかなどについて話し合うとともに、退学する場合には、就労や再就学に向けた指導を行うなど、次の進路に結び付くようにすることが大切である。

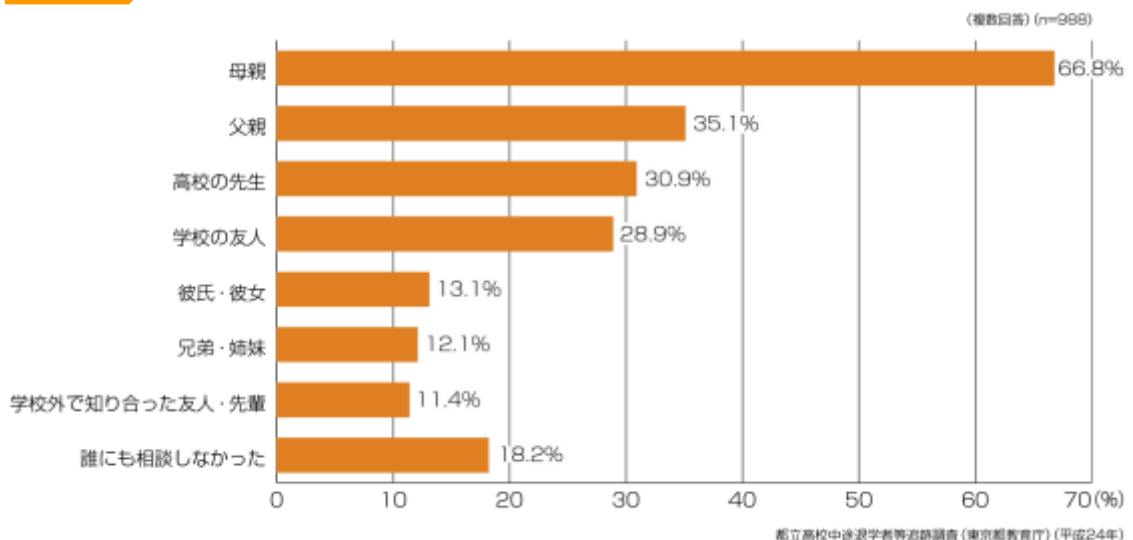
その際、支援チームとの連携も重要である。

支援チームも同席して相談対応し、中途退学後は支援チームが引き続き支援していくことについて、生徒及び保護者から同意を得ることにより、支援チームによる支援を在学中から切れ目なく行い、次の進路に早期につなげていくことが可能となる。

生徒に、退学後の支援機関（都教育相談センターの青少年リスタートプレイス、ハローワーク、地域若者サポートステーション、東京しごとセンター（ヤングコーナー）、都立職業能力開発センター、NPO 等）などの情報を確実に提供することも必要である。【図表 64】

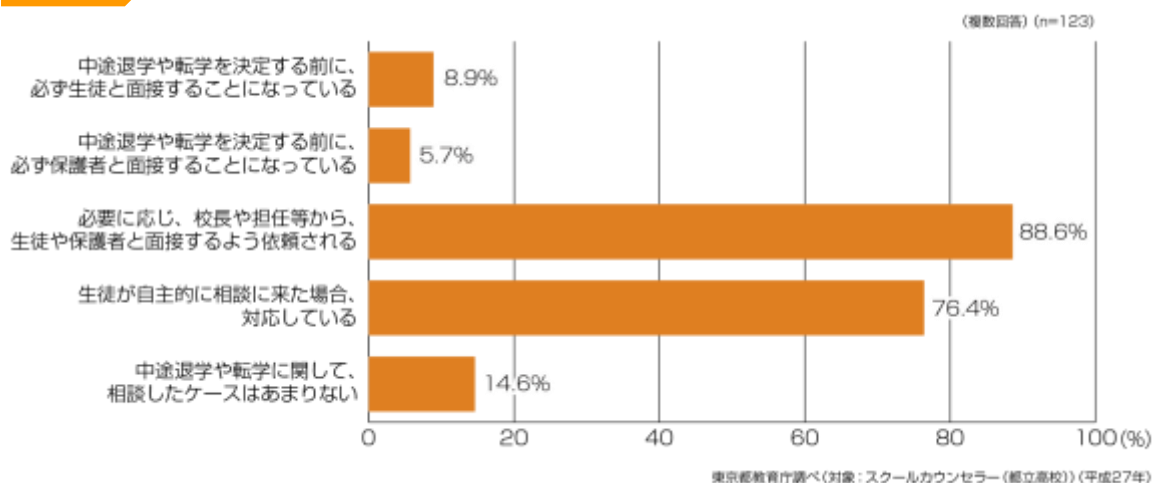
中途退学を決定した場合でも、退学までの在学期間中に、ハローワークや地域若者サポートステーション等の関係機関につなげたり、学習の支援を行ったりするなど、次の進路のための準備を指導するといった取組も求められる。

図表 62 高校を退学するときに、誰に相談したか





図表 63 中途退学や転学時のスクールカウンセラーの関わり方



図表 64 高校中途退学者等に役立つフリーレット等 (例)

名 称	発行元
青少年リスタートプレイスご案内	東京都教育相談センター
みつけよう！みつけたい！これからの新たな道	東京都青少年・治安対策本部
通信制サポート校東京ネットワーク	東京都青少年・治安対策本部
東京都立職業能力開発センター入校案内	東京都産業労働局
東京しごとセンターヤングコーナー 「しごと」をしたい「あなた」を応援します！	東京しごと財団
都内わかものハローワーカー覧	厚生労働省東京労働局

(4)	再チャレンジのための教育機会の拡充
	<p data-bbox="280 282 863 315"><b>ア 教育支援センター（適応指導教室）の充実</b></p> <p data-bbox="280 353 520 387"><b>&lt;求められる役割&gt;</b></p> <p data-bbox="280 405 1485 629">教育支援センター（適応指導教室）に通室している児童・生徒は、不登校児童・生徒の全体の2割程度にとどまっており、自宅で過ごしている不登校児童・生徒が多く存在している。社会との接点を持たず自宅にひきこもっているなどの状況は子供の成長の点から好ましくなく、スクールソーシャルワーカー等からなる支援チームとも連携して、ひきこもっている状態から教育支援センター（適応指導教室）になぐ取組を強化すべきである。</p> <p data-bbox="280 669 1485 846">もっとも、ひきこもりの状態にある児童・生徒等にとっては、学校はもちろん、教育支援センター（適応指導教室）に通室することも心理的なハードルが高いことが想定されることから、教育支援センター（適応指導教室）が児童・生徒にとって心の居場所となり、少しでも気軽に通うことができるような仕組みについて、検討することも必要である。</p> <p data-bbox="280 887 1485 1016">現在、教育支援センター（適応指導教室）には、一時的に通室した後、学校に復帰する児童・生徒もいれば、そこに自分の居場所を見付け、通室しながら次の進路を考え、上級学校に進学していく児童・生徒もいる。</p> <p data-bbox="280 1034 1485 1211">こうした状況を考えると、現在、教育支援センター（適応指導教室）は、学校復帰に向けた支援を行う施設として設けられているが、不登校児童・生徒の状態に応じた支援をより一層充実させるという観点から、学校復帰を目的とするだけでなく、より幅広く、児童・生徒の社会的自立を支援していくことを目的として位置付けていくことが望ましい。</p> <p data-bbox="280 1229 1485 1406">例えば、ひきこもりの状態にあった児童・生徒が通室を開始する際には、まずは、その子供の心をサポートするため、安心できる居場所としての機能を果たし、児童・生徒が興味関心を持てるような活動に参加する機会を提供していく。その後、徐々に、児童・生徒の自己有用感を高めるとともに、興味の範囲を広げ、将来の自分について考える機会などを設けるなどして、学習への意欲を高めていくことが必要である。</p> <p data-bbox="280 1447 536 1480"><b>&lt;指導内容の充実&gt;</b></p> <p data-bbox="280 1498 1358 1532">このためには、教育支援センター（適応指導教室）の指導内容の充実を図る必要がある。</p> <p data-bbox="280 1563 1485 1644">児童・生徒の自己有用感を高める取組として、芸術、スポーツといった体験的な活動プログラムの充実を図るとともに、個々の児童・生徒の心理状態等に応じた個別の支援プログラム等が必要となる。</p> <p data-bbox="280 1662 1485 1792">また、児童・生徒の将来の自立を考えると、基礎的な学力を身に付けることが重要であることから、教科指導等の充実も図り、学校の補足的な指導だけでなく、進学して上級学校で学んでいく力や、就職して社会人として生活していく力を身に付ける指導も必要である。</p> <p data-bbox="280 1809 1485 1890">さらに、発達障害のある児童・生徒が通室しているケースも考えられることから、ソーシャルスキルトレーニング等の必要な支援を行うことも必要である。</p> <p data-bbox="280 1930 1485 2060">こうした様々なプログラムを実施するに当たっては、指導員による指導の充実はもとより、児童・生徒の興味や関心を一層高めるため、ICT機器の活用を図ったり、民間事業者が提供しているプログラムの中で有用なものを積極的に活用することも、有効であると考えられる。</p>

### ＜指導員等の充実＞

教育支援センター（適応指導教室）の指導員等の充実も必要である。

とりわけ、教育支援センター（適応指導教室）の指導員には、心に悩みや不安を抱えている児童・生徒の状態に配慮した指導や発達障害のある児童・生徒への適切な対応が求められる。

現在、指導員は、教員経験者の非常勤職員が多くを占めているが、必ずしも不登校の児童・生徒への対応経験を十分に有しているとはいえない場合もある。

今後、指導の充実に向けて、様々な課題を抱えた児童・生徒に対する対応スキルや指導方法等の習得を図るため、研修の実施や、医師等専門家による助言を行うなどの取組を、実施していくことが求められる。

また、児童・生徒への支援には、心のサポートが欠かせず、子供が心を開きやすいように働き掛けていくことが大切である。

スクールカウンセラーによる心理面のケアを行うとともに、年齢の近い指導員や大学生等の活用などを図り、児童・生徒の話し相手になっていくことも必要である。

さらに、不登校の児童・生徒が教育支援センター（適応指導教室）に通っていない理由として、「保護者や児童・生徒が希望しなかった」ことがその主なものとして挙げられるが（40ページ【図表 53】）、教育支援センター（適応指導教室）への通室に当たって、保護者による送迎や弁当の持参に対応できないために通室を希望しないケースも少なくない。児童・生徒が通室しやすい環境づくりについて検討していくことも望まれる。

### ＜学校との連携強化＞

また、教育支援センター（適応指導教室）と児童・生徒の在籍校との連携を強化すべきである。

在籍校の教員が教育支援センター（適応指導教室）を訪問したり、教育支援センター（適応指導教室）の指導員が学校を訪問したりして、相互の情報交換を活性化することが必要であり、双方が、ケース検討会等において児童・生徒の状況について話し合い、支援の在り方を検討し、児童・生徒への理解を深めるとともに、支援の充実に取り組むことが必要である。

なお、学校と教育支援センター（適応指導教室）との連携強化に当たっては、学級担任と指導員間のやり取りだけでなく、管理職も含めた組織的な連携体制づくりが求められる。

こうした在籍校との連携の一方で、児童・生徒には、在籍校とのつながりを意識させることが必要である。学級担任等は、教育支援センター（適応指導教室）に児童・生徒が入室する際に、今後の見通しや学校で待っていることを伝えたり、入室後は、教育支援センター（適応指導教室）を訪問して、児童・生徒と話をするといった取組も大切である。

### ＜在り方の検討＞

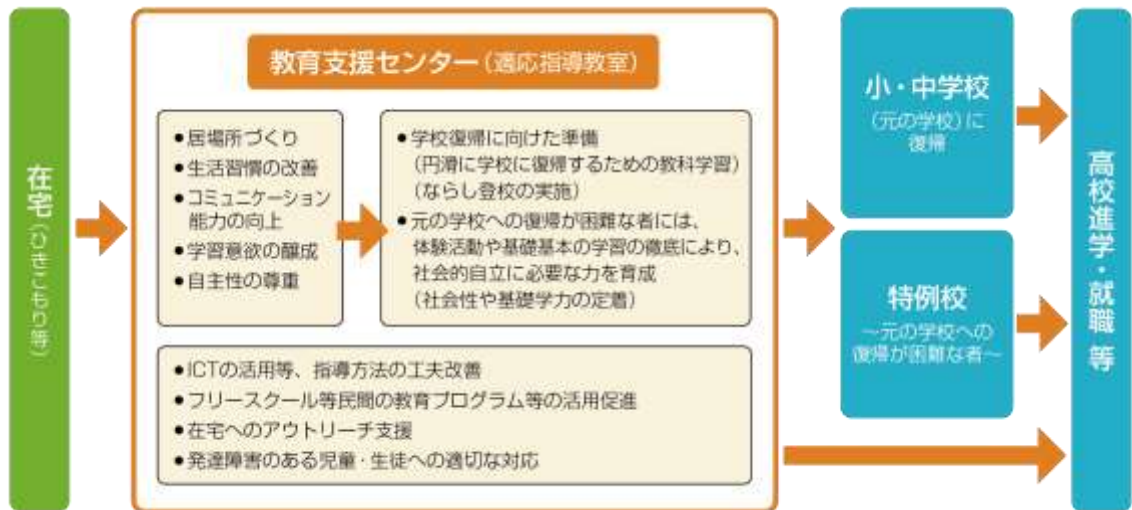
現在、国の「不登校に関する調査研究協力者会議」において、不登校児童・生徒への支援について検討が進められており、その中間報告（平成 27 年 8 月）においても、教育支援センター（適応指導教室）が不登校児童・生徒への支援の中核的な役割を果たしていくことが期待されるとの言及がある。

今後、不登校児童・生徒の再チャレンジの場である教育支援センター（適応指導教室）の果たす役割を明確にするとともに、その充実・機能強化に向けて【図表 65】、区市町村教育委員会と都教育委員会とが、その在り方について協議をしていく必要がある。

また、教育支援センター（適応指導教室）の機能強化を推進する区市町村に対して、国や都は必要な支援を行っていくことが望まれる。

教育支援センター（適応指導教室）は、都内のほとんどの区市町に設置されており、各区市町で様々な工夫した取組を行っている。特色ある取組を区市町村間で共有し、参考にすることにより、都全体で取組の底上げを図っていくことが必要である。

図表 65 教育支援センター（適応指導教室）等の充実〈イメージ〉



## イ 不登校の児童・生徒を受け入れる学校の取組

### (ア) 小・中学校段階：不登校児童・生徒のための教育課程特例校

教育支援センター（適応指導教室）には通室できるが、学校にはどうしても戻れないといった状況が長期に及ぶケースでは、学習の遅れの回避や社会性の育成等に向けた支援について、更なる取組の強化が望まれる。

八王子市では、不登校の小・中学生を受け入れる公立小・中学校として、八王子市立高尾山学園を設置しており、生徒のほとんどが高校へ進学するなど、大きな成果を上げている。

この学校は、学校教育法施行規則第 56 条及び第 79 条に基づき、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成することが認められている学校である。全国的にみても同様の例は少なく、公立で小・中学校を整備しているのは八王子市のみである。

同校の教育課程は、「社会性の育成」と「基礎学力の定着と向上」を特色の二本柱としており、教科指導と体験活動のバランスのとれた教育を実施している。

また、授業時数を通常の学校の 8 割程度に抑えているほか、授業の開始時刻を遅めに設定するなどの工夫を行っている。さらに、児童・生徒の居場所として、プレイルームや相談室、保健室を用意し、学級担任の許可があれば自由に出入りができるようにするなど、児童・生徒の心理面にも十分配慮している。

不登校児童・生徒への教育の場の一つの形態として、今後こうした取組が広がることが望まれる。

また、こうした指導内容や方法が、前述の教育支援センター（適応指導教室）の教育内容の充実に活用できる面も多いと思われる。

### (イ) 高校段階：チャレンジスクール

都立高校のチャレンジスクールは、小・中学校時代に不登校を経験した者や高校を長期欠席等が原因で中途退学した者を中心に受け入れる学校である。入学者選抜の応募倍率は、例年 1.7 倍程度となっており、ニーズが高い状況である。

少人数指導や多様な選択科目の設置など、きめ細かい指導により、多くの生徒が不登校を克服して学校生活を送り、大学進学や就職などの進路を実現している。

ニーズの高まりを踏まえ、より多くの入学希望者をチャレンジスクールで受け入れられるよう体制を整えるとともに、校内における相談体制を強化し、生徒の学習への意欲を高める取組など、更なる充実が望まれる。



## ウ 都立高校への転編入学制度等の改善

### 都立高校補欠募集制度の改善

高校入学後の生徒の進路変更の希望に応え、再チャレンジを支援する仕組みとして、都立高校の補欠募集を活用した転学や編入学の制度がある（46 ページ参照）。

年度途中で欠員が生じた都立高校において、定期的に生徒募集が行われており、生徒の再チャレンジする意欲を応援し、教育の機会を確保する観点から、本制度が一層活用されることが望まれる。

この制度を生徒が活用するためには、こうした再チャレンジできる機会があることを、広く周知していく必要がある。

このため、平成 27 年度から、都立高校補欠募集の実施結果を公表するなど、改善が図られているが、各学校において実施される学力検査問題等についての情報も積極的に提供し、転学や編入学を希望する生徒が受検しやすい環境づくりに努める必要がある。

補欠募集制度は、その選考方法や応募資格の認定等について、一般の入学者選抜とは異なる面もある。すなわち、検査内容は各学校が定めており、多くの学校で、国語・数学・英語等の学力検査や面接が実施されている。また、補欠募集を行う学校（募集校）は、応募してきた生徒が在籍校（前籍校）でどの程度単位を修得しているかなどを確認している。

この制度が生徒の再チャレンジの有効な手段の一つであることを踏まえ、選考方法や選考基準の改善や応募資格認定の弾力的な運用など、一定のルールづくりを行うことを期待する。

一方で、生徒の適性や能力に合った転編入学先の学校を選択できるよう、各高校において、生徒に対する適切な進路指導を行うことが必要である。その際、保護者の理解・協力を得ることも必要である。

さらに、生徒が高校入学後、中学校に相談に行くことも考えられることから、中学校に、転編入学の制度を周知し理解を促進しておくことも大切である。

また、補欠募集の結果、残念ながら不合格になった生徒に対してはそのケアを行う一方で、補欠募集に合格した生徒に対しては、新たな学校になじみ、円滑に学習活動や学校生活を送ることができるようにするための支援の充実も大切である。

### 中途退学者の入学選抜枠

前述の補欠募集制度とは別に、チャレンジスクールにおいては、都立高校入学選抜（例年 2 月に実施）の際に、中途退学者が再度 1 年次に入学するための特別な募集枠を設けており、中途退学者の再就学の機会となっている。

こうした取組を他の高校へ拡大することも検討し、中途退学者が再チャレンジする機会を更に拡大していくことが望ましい。

## 通信制課程の教育活動

通信制課程の高校は、様々な理由から全日制又は定時制の高校に合格できなかった者や、合格しても通学することができない者に高校教育を受ける機会を提供するセーフティネットとなるとともに、様々な理由から、学ぶ意欲があり、高校を卒業したい者のニーズに応える柔軟な高校教育を提供する場となっている。

不登校や中途退学の経験者も多く在籍しており、こうした生徒の学びの場としての役割を果たしている。

引き続き、通信制課程の高校が、不登校の生徒等へのセーフティネットとしての機能も果たしていくことを期待する。

## Ⅰ 早期離職への対応

高校を卒業し正規雇用として就職したとしても、3年以内に離職する者は、就職者の約4割に上る。このうちの半数は1年以内に離職している【図表66】。

さらに、1年以内の離職者のうちの半数近くは、高校を卒業して1か月程度で離職している状況である。

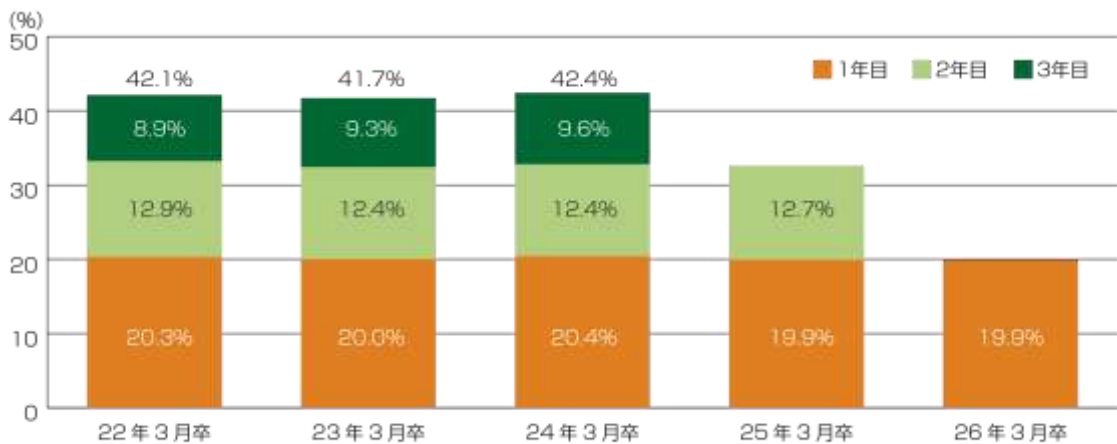
中途退学対策や進路未決定卒業者への対策と合わせ、こうした点にも留意していく必要がある。

早期離職の防止に向けては、高校在学中に、インターンシップの実施等のキャリア教育を通して職業について実感を持てるようにする取組や、生徒や保護者の就職先に対する十分な理解促進を図るとともに、生徒と就職先との適切なマッチングが欠かせない。

とりわけ、就職者が多い高校においては、早期離職の防止のためにどのような進路指導やキャリア教育が必要かなどについて、ハローワーク等就労支援機関等とも連携して検討することが望まれる。離職したときにはどうすべきか、どういった支援機関があるかといったことについても、生徒にあらかじめ周知しておくことも必要である。

また、高校を卒業して間もない時期に離職した場合には、当該者が高校に相談に来ることも想定される。高校や支援チームにおいて、ハローワーク等と連携を図り、再チャレンジを支援していくことも必要である。

図表 66 都内事業所における就職3年以内の離職率（高校卒業者）



新規卒業者の離職状況（平成24年3月卒業者の状況）（平成27年10月30日厚生労働省発表資料）を一部改編（厚生労働省東京労働局）

## (5) フリースクール等民間施設・団体との関係の構築

民間においても、不登校児童・生徒のために様々な取組が行われており、地域の教育資源として一定の成果を上げている。学校での生活になじめずに、フリースクール等に居場所を見出している児童・生徒もおり、そうした子供たちの社会的自立を支援している。

フリースクール等民間施設・団体には、主に体験活動等を通じた居場所づくりを行っている施設、学習活動に重きを置いている施設、発達障害のある児童・生徒を対象に支援を行う施設、自宅で過ごしている児童・生徒への支援を行っている団体など、様々ある。

現在、不登校児童・生徒が一定の要件を満たすフリースクール等で相談・指導を受けた場合においては、校長は指導要録上出席扱いにすることができることになっているが、実際に、こうした措置が取られているケースは少ない状況にある（47 ページ参照）。

不登校児童・生徒が学校復帰や社会的自立を目指して努力している状況を踏まえ、こうした措置が適切に実施されるよう、対応を促進することが必要である。

また、保護者は、様々な民間の取組について十分な情報を得ていないケースが多いと思われるため、関係者からの情報提供が促進されることが望まれる。

一方で、これまで教育委員会や学校では、フリースクール等の情報をほとんど把握しておらず、連携した対応事例がほとんどないのが実情である。

教育委員会や学校においては、児童・生徒への支援を一層充実させる取組を進めながら、民間の取組とも連携していくことが求められる。

このため、今後、教育委員会（教育支援センター（適応指導教室）等を含む。）や学校とフリースクール等が情報交換を行う場や教職員が相互に学び合う機会を設けるなどして、多様な視点から、不登校児童・生徒や中途退学者に対する支援について、共に考えていくことも必要である。

また、民間施設・団体が蓄積してきたノウハウを生かし、民間施設・団体が、教育支援センター（適応指導教室）等において体験活動などの教育プログラムを実施したり、教育支援センター（適応指導教室）等の運営に関わったりするなど、民間と連携した多様な支援を行っていくことも望まれる。

なお、国においては、超党派の議員連盟が、義務教育段階の不登校の児童・生徒に対する教育機会の確保に向けた法案を検討している。今後、国の動向を踏まえ、対応を検討していく必要がある。

## (6) 保護者に対する支援の充実

不登校児童・生徒や中途退学者への支援に当たっては、保護者に対する支援の充実を図り、保護者の不安を軽減することも必要である。【図表 67・68】

児童・生徒が不登校等になると、その保護者も孤立しがちになることが多いことから、必要な支援が行き届きにくい状況になりがちである。

このため、まず、学校と保護者との連絡体制を確かなものとするとともに、相互の信頼関係を築くことが重要であり、学校は、保護者の不安を受け止め、保護者の意向を確認して課題認識を共有しながら、対応していくことが求められる。

さらに、スクールカウンセラーによる相談やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問支援等も実施し、児童・生徒の状態の改善に向けて、専門家とも連携して支援していくことが必要である。

不登校児童・生徒の状態の改善には、親子関係の改善によって効果が上がる場合もある。

このため、保護者が児童・生徒とともに活動する機会を設けるなどして、保護者と児童・生徒が互いに理解を深める成功体験を積み重ねていくことも大切である。

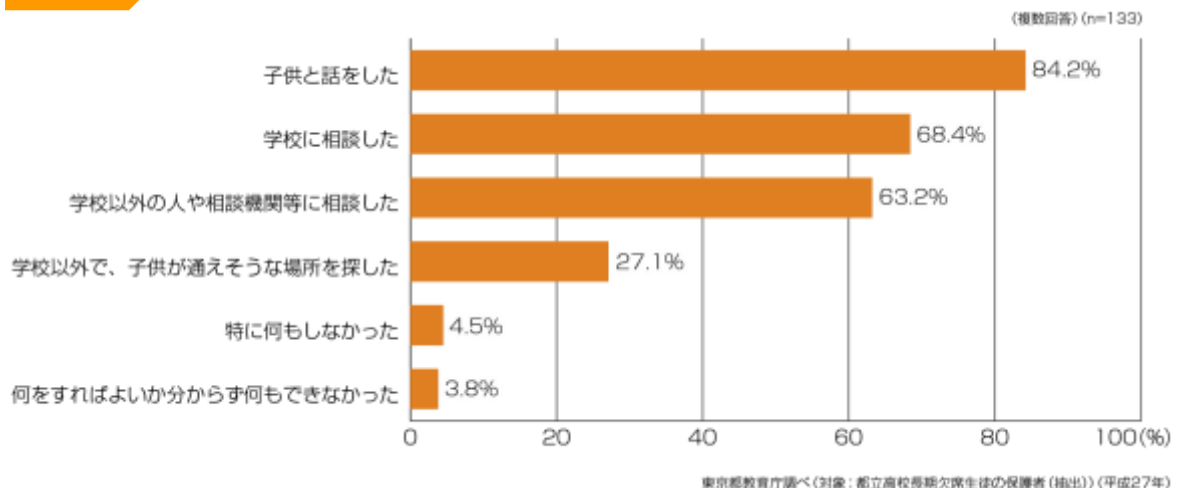
また、保護者が、支援の情報や相談窓口等を把握していないケースや、進級・卒業の要件や中途退学のリスクについての知識などが不足しているケースも少なくない。

学校は、保護者がどのような点に悩んでいるか、どのような情報を得たいと思っているか等を把握した上で、福祉・就労等の支援機関や相談窓口に関する情報、様々な支援制度や学校制度等について、適切に周知・提供し、理解を促していくことが不可欠である。

なお、こうした情報の提供や理解の促進に当たっては、保護者との個別面談のほか、保護者会の開催やPTAと連携した取組など、実施方法を工夫することも必要である。

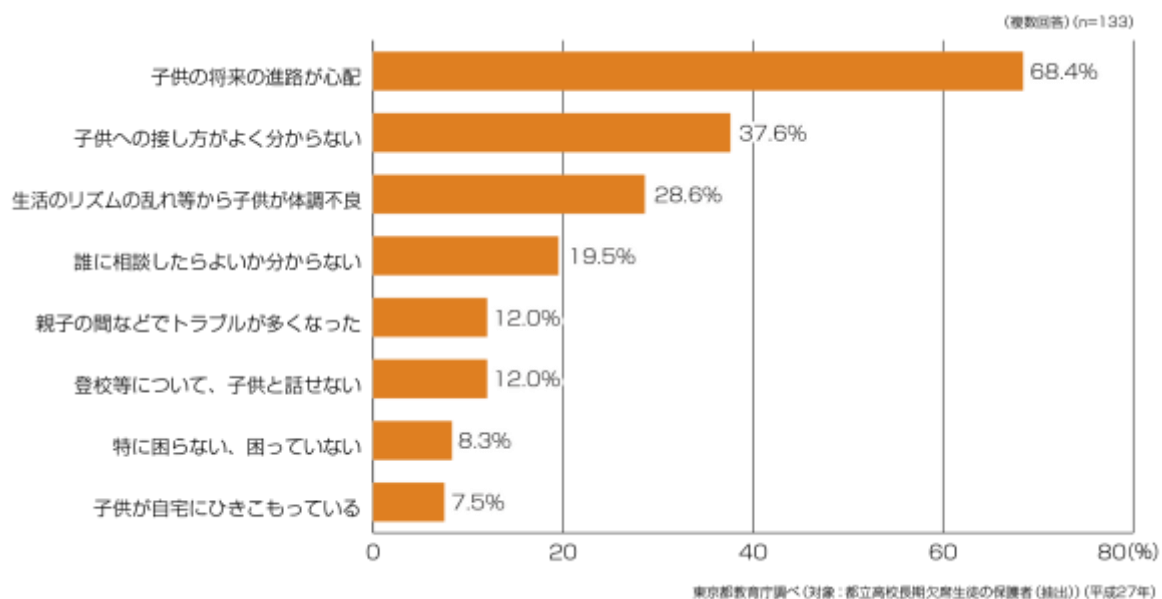
さらに、不登校の児童・生徒や中途退学した生徒を持つ保護者同士の情報交換の場を設けることも、課題を共有し相互の経験から学び合うことができるため有効である。都教育相談センターで行われている保護者どうしの「つどい」の活用や、区市町村における取組の推進が望まれる。

図表 67 子供の高校への欠席が続いたとき、保護者としてどのような対応をしたか





図表 68 子供の高校への欠席が続いたことにより、保護者として困ったこと



不登校や中途退学の課題の解決に向けては、個々の児童・生徒に対して短期的な取組と長期的な取組の両面から行っていく必要があり、児童・生徒には様々な背景があることを踏まえた上で、子供自身の内に秘めた力を大人が信じ続け、長い目で子供を支え見守ることが大切である。

また、不登校や中途退学により、社会で生きていくために必要な学習や体験ができない状態を改善し、児童・生徒の学ぶ意欲を高め、一人一人に合った学びを保障し、学力の向上を図り、社会人として自立していくために適切な支援を行っていくことが、重要である。

本検討委員会では、こうした考えの下、学校をはじめ様々な分野の関係者によって検討を重ね、本報告書を取りまとめた。

今後とも、不登校の児童・生徒や中途退学した生徒が、困難な状況を克服し、社会人として活躍していくことができるよう、本検討委員会の提言を踏まえ、都及び区市町村は必要な財政的措置を講じて実効ある施策を展開していくとともに、学校は組織を挙げて着実に取り組まれることを要望する。

不登校・中途退学の課題の解決に特效薬はない。

学校をはじめ地域や社会全体がこの課題に関心を持ち、行動を共にし、多様な人材や関係機関によるネットワークにより、児童・生徒とその家庭が社会との「つながり」を持てるよう支援していくことが必要である。

未来を拓く一人一人の子供たちのために、全ての関係者が努力していくことを期待する。

検討委員会	
小・中学校部会	高等学校部会
<b>第1回 検討委員会 平成27年5月27日</b> ●不登校・中途退学の現状、これまでの取組と検討の視点	
<b>第1回 小・中学校部会 平成27年6月8日</b> ●不登校・中途退学の現状とこれまでの取組 ●小・中学校における不登校対策の検討の論点 ●事例発表 ・棟原委員（福生市立福生第二小学校での取組） ・渡邊委員（杉並区立富士見丘中学校での取組） ・園師田委員（品川区適応指導教室での取組）	<b>第1回 高等学校部会 平成27年6月4日</b> ●不登校・中途退学の現状とこれまでの取組 ●高等学校における不登校・中途退学対策の検討の論点 ●事例発表 ・佐々木委員（都立大江戸高等学校での取組） ・山寺委員（都立荒川工業高等学校での取組）
<b>第2回 小・中学校部会 平成27年7月13日</b> ●教育支援センター（適応指導教室）等による支援 ●フリースクール等民間施設・団体との連携 ●事例発表 ・黒沢委員（八王子市立高尾山学園での取組） ・奥地委員（フリースクールでの取組）	<b>第2回 高等学校部会 平成27年7月6日</b> ●中途退学の未然防止及び中途退学者等への進路支援モデル事業の成果と課題 ●中途退学者等に対する進路支援体制の構築 ●事例発表 ・河野委員（進路支援モデル事業の実施状況） ・竹原委員（都立江北高等学校での取組）
<b>第3回 小・中学校部会 平成27年8月27日</b> ●社会全体で支援するネットワークの構築 ●個々の不登校児童・生徒の状況に応じた計画的な支援 ●事例発表 ・佐藤委員（精神保健福祉士が スクールソーシャルワーカーとして行う支援） ・今村委員（教育相談から見た不登校児童・生徒への対応）	<b>第3回 高等学校部会 平成27年8月26日</b> ●不登校生徒・進路未決定生徒・中途退学者等に対する支援体制の構築 ●個々の生徒の状況に応じた計画的な支援 ●フリースクール等民間施設・団体との連携 ●事例発表 ・天野委員（スクールソーシャルワーカーによる支援） ・三森委員（フリースクール等での取組）
<b>第4回 小・中学校部会 平成27年10月5日</b> ●不登校・中途退学対策検討委員会（中間のまとめ）（素案）	<b>第4回 高等学校部会 平成27年10月2日</b> ●不登校・中途退学対策検討委員会（中間のまとめ）（素案）
<b>第2回 検討委員会 平成27年10月16日</b> ●不登校・中途退学対策検討委員会（中間のまとめ）（案）	
<b>第5回 小・中学校部会 平成27年11月30日</b> ●小中高の連携 ●関係機関と連携した支援 （福祉機関、フリースクール等民間施設・団体等） （支援チーム等による支援）	<b>第5回 高等学校部会 平成27年12月3日</b> ●中高の連携 ●関係機関と連携した支援 （就労支援機関、フリースクール等民間施設・団体等） （支援チーム等による支援） ●事例発表 ・堀委員（高校中途退学者の就労状況等） ・石井委員（新規学校卒業予定者等に対する就労支援等）
<b>第6回 小・中学校部会 平成27年12月21日</b> ●発達障害のある不登校児童・生徒への支援 ●ひきこもり状態の児童・生徒への支援 ●事例発表 ・田中委員（発達障害のある児童・生徒と不登校） ・小野委員（個別支援計画の作成、支援の具体的手法等）	<b>第6回 高等学校部会 平成27年12月21日</b> ●転編入学制度の改善 ●関係機関と連携した支援（警察等） ●事例発表 ・柴田委員（スクールカウンセラーから見た不登校相談） ・庄司委員（学校・教育委員会と警察との連携等）
<b>第7回 小・中学校部会 平成28年1月12日</b> ●不登校・中途退学対策検討委員会報告書（素案）	<b>第7回 高等学校部会 平成28年1月12日</b> ●不登校・中途退学対策検討委員会報告書（素案）
<b>第3回 検討委員会 平成28年2月2日</b> ●不登校・中途退学対策検討委員会報告書（案）	

## 不登校・中途退学対策検討委員会設置要綱

### (設置)

第1 都内公立学校における不登校・中途退学対策の在り方について検討するため、「不登校・中途退学対策検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 委員会は、主に次に掲げる事項について具体的に検討し、その結果を東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 小・中学校及び高等学校における不登校の未然防止、不登校の児童・生徒に対する支援等の在り方
- (2) 高等学校における中途退学の未然防止、生徒の中途退学後の就労や就学に向けた支援等の在り方
- (3) 上記(1)及び(2)に関する、①学校における対策、②学校外における対策、③福祉・労働等の関係機関や民間の取組と連携した対策の在り方

### (構成)

第3 委員会は、学識経験者、心理・福祉・労働等の専門家、警察、都内区市町村教育委員会関係者、都内公立小・中学校関係者、都立高等学校関係者、フリースクール・若者支援団体関係者、その他本会議の目的を達成するため適当と認められる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

### (委員長等)

第4 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、会務を統括する。
- 4 委員会には、副委員長を置き、委員長は、委員のうちから、副委員長を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときには、その職務を代理する。

### (設置期間)

第5 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成28年3月31日までとする。

### (部会の設置)

第6 小・中学校と高等学校に分けて詳細な検討を行うため、委員会に部会を置くことができる。

### (意見聴取)

第7 委員会は、必要に応じて関係者を招き、又は関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第8 本委員会の庶務は、東京都教育庁総務部教育政策課が行う。

### (会議及び会議記録)

第9 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨については、会議開催の都度取りまとめ、公開するものとする。

### (その他)

第10 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

【参考資料】不登校・中途退学対策検討委員会委員名簿

分野	氏名	現職
学識経験者	委員長 松田 恵示	東京学芸大学教授・学長補佐
	副委員長 藤平 敦	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官
	古賀 正義	中央大学文学部 教授
	酒井 朗	上智大学総合人間科学部教育学科 教授
心理	今村 泰洋	世田谷区教育委員会 教育相談・特別支援教育課教育相談係 教育相談専門指導員
福祉	佐藤 妙	一般社団法人東京精神保健福祉士会 事務局長
労働	堀 有喜衣	独立行政法人労働政策研究・研修機構 主任研究員
	藤村 静男	厚生労働省東京労働局職業安定部長
警察・青少年	森 修一	警視庁生活安全部青少年育成課長
フリースクール 若者支援団体	奥地 圭子	特定非営利活動法人東京シューレ 理事長
	河野 久忠	特定非営利活動法人青少年自立援助センター 常務理事
区市町村教育委員会	森 富子	渋谷区教育委員会教育長
公立学校	棟原 紀子	福生市立福生第二小学校長
	渡邊 仙二	杉並区立富士見丘中学校長
	佐々木 雅人	東京都立大江戸高等学校長
東京都	稲葉 薫	青少年・治安対策本部青少年対策担当部長
	後藤 啓志	福祉保健局企画担当部長
	矢田部 裕文	産業労働局雇用就業部長



【参考資料】不登校・中途退学対策検討委員会小・中学校部会委員名簿

分野	氏名	現職
学識経験者	部会長 松田 恵示	東京学芸大学教授・学長補佐
	副部会長 酒井 朗	上智大学総合人間科学部教育学科 教授
	小野 昌彦	明治学院大学心理学部教育発達学科 教授
心理	今村 泰洋	世田谷区教育委員会 教育相談・特別支援教育課教育相談係 教育相談専門指導員
福祉	佐藤 妙	一般社団法人東京精神保健福祉士会 事務局長
医療	田中 哲	東京都立小児総合医療センター 副院長
フリースクール 若者支援団体	奥地 圭子	特定非営利活動法人東京シューレ 理事長
区市町村教育委員会	森 富子	渋谷区教育委員会教育長
	真如 昌美	東大和市教育委員会教育長
公立学校	榛原 紀子	福生市立福生第二小学校長
	渡邊 仙二	杉並区立富士見丘中学校長
	黒沢 正明	八王子市立高尾山学園校長
教育支援センター (適応指導教室)	園師田 襄	品川区教育委員会教育総合支援センター 適応指導教室マイスクール八潮 教育相談員
東京都	奈良部 瑞枝	福祉保健局総務部企画政策課長

【参考資料】不登校・中途退学対策検討委員会高等学校部会委員名簿

分野	氏名	現職
学識経験者	部会長 藤平 敦	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官
	副部会長 古賀 正義	中央大学文学部 教授
	伊藤 秀樹	東京学芸大学教育学部 講師
心理	柴田 恵津子	一般社団法人東京臨床心理士会 理事
福祉	天野 敬子	スクールソーシャルワーカー（東京都教育委員会委嘱）
医療	近藤 直司	大正大学人間学部臨床心理学科 教授
労働	堀 有喜衣	独立行政法人労働政策研究・研修機構 主任研究員
	石井 悠久	厚生労働省東京労働局職業安定部職業安定課長
警察・青少年	古郷 氏部 (~H27.8.23)	警視庁生活安全部少年育成課管理官
	庄司 隆 (H27.10.2~)	警視庁生活安全部少年育成課管理官
フリースクール 若者支援団体	河野 久忠	特定非営利活動法人青少年自立援助センター 常務理事
	三森 睦子	特定非営利活動法人星槎教育研究所 専務理事
公立学校	佐々木 雅人	東京都立大江戸高等学校長
	竹原 勝博	東京都立江北高等学校長
	山寺 佳幸	東京都立荒川工業高等学校長
東京都	堀川 勝史	青少年・治安対策本部青少年担当課長
	近藤 豊久	産業労働局雇用就業部計画調整担当課長

